

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出がありました。

平成二十八年四月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	廃止年月 日
株式会社青 空	桜井市大字初瀬 六九三	株式会社青 空	桜井市大字粟 殿一〇二一 三	放課後等デ イサービス	平成二十 八年三月 三十一日
社会福祉法 人ちいろば 会	生駒郡三郷町勢 野北五―六一 四	子ども発達 サポートセ ンターゆい	生駒郡三郷町 勢野東六一 三―一七	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 八年三月 三十一日